

昭和五十六年三月招集

第一回館山市議定会定例会會議録

館山市議 会



目次

○第一号(三月五日)

開 会 ..... 六

議長の報告 ..... 六

議案の配付 ..... 七

会議録署名議員の指名 ..... 七

会期の決定 ..... 七

会議日程の決定 ..... 七

議案第四号ノ議案第二十八号

(施政方針並びに提案理由の説明) ..... 七

日程の追加・請願書の撤回 ..... 一九

延 会 ..... 一九

○第二号(三月十一日)

開 議 ..... 二三

行政一般通告質問

横溝 功君の質問、当局の応答 ..... 二三

神田 守隆君の質問、当局の応答 ..... 三一

安西 益男君の質問、当局の応答 ..... 四二

栗原 一雄君の質問、当局の応答 ..... 五三

石井 武敏君の質問、当局の応答 ..... 六三

延 会 ..... 七五

○第三号(三月十二日)

開 議 ..... 七九

行政一般通告質問 ..... 七九

散 会 ..... 九九

○第四号(三月十三日)

開 議 ..... 一〇四

議案第十一号

委員会付託の省略 ..... 一〇四

採決 ..... 一〇四

議案第十二号

委員会付託の省略 ..... 一〇四

採決 ..... 一〇五

議案第十三号ノ議案第二十五号

石井 武敏君の質疑、当局の応答 ..... 一〇五

神田 守隆君の質疑、当局の応答 ..... 一一四

古賀礼四郎君の質疑、当局の応答 ..... 一一二

委員会付託 ..... 一一三

議案第二十六号ノ議案第二十八号

石井 武敏君の質疑、当局の応答 ..... 一一四

神田 守隆君の質疑、当局の応答 ..... 一二二

松下 正己君の質疑、当局の応答 ..... 一四一

委員会付託 ..... 一四二

延 会 ..... 一四二

○第五号(三月十六日)

開 議 ..... 一四五

議案第四号ノ議案第十号	一四五
石井 武敏君の質疑、当局の応答	一四六
安西 益男君の質疑、当局の応答	一六九
神田 守隆君の質疑、当局の応答	一七四
林 豊君の質疑、当局の応答	一八三
予算審査特別委員会設置、付託、委員の選任	一八九
会議日程の変更	一八九
延 会	一八九
○第六号(三月二十七日)	
開 議	一九四
議案の配付	一九四
議案第十三号ノ議案第二十号、議案第二十六号	一九四
総務委員会委員長報告	一九四
神田 守隆君の討論	一九七
採決	一九八
議案第二十一号ノ議案第二十四号、議案第二十七号	一九八
文教民生委員会委員長報告	一九八
神田 守隆君の討論	二〇一
古賀礼四郎君の討論	二〇二
採決	二〇二
議案第二十五号、議案第二十八号	二〇三
建設経済委員会委員長報告	二〇三
採決	二〇三
議案第四号ノ議案第十号	二〇四
予算審査特別委員会委員長報告	二〇四

神田 守隆君の討論	二〇八
栗原 一雄君の討論	二一〇
採決	二一一
議案第二十九号	二一一
内容説明	二一一
菊井 敏博君の質疑、当局の応答	二一二
委員会付託の省略	二一二
採決	二一二
議案第三十号	二一二
内容説明	二一二
委員会付託の省略	二二三
採決	二二三
議案第三十一号	二二三
内容説明	二二三
委員会付託の省略	二二三
採決	二二三
館山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	二二四
閉 会	二二五

第一回館山市議会議定例会會議錄（第一号）



一、昭和五十六年三月五日(木曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十五名

- 一番 神田 守隆
- 二番 石井 謀
- 三番 横溝 功
- 四番 古賀 礼四郎
- 五番 松下 正己
- 六番 林 豊
- 七番 近藤 好雄
- 八番 栗原 一雄
- 九番 伊藤 幸太郎
- 一〇番 渡辺 昭夫
- 一一番 黒川 平治
- 一二番 押元 稔
- 一三番 石井 輝久
- 一四番 流山 源次郎
- 一五番 吉田 勇治郎
- 一六番 藤田 益治
- 一七番 菊井 敏博
- 一八番 和田 一郎
- 一九番 五十嵐 昇
- 二〇番 伊賀 多朗
- 二一番 石井 昌治
- 二二番 安澤 徳順
- 二三番 安西 益男
- 二四番 八番 石井 昌治
- 二五番 三〇番 山口 康

一、出席説明員

- 市長 半澤 良一
- 市助 役 小倉 澄男
- 収入 役 太田 博雄
- 市長公室長 汐崎 政光
- 総務部長 石田 雄一
- 民生部長 鈴木 力
- 経済部長 山田 俊康
- 水道課長 庄司 利光
- 教育委員長 吉田 政弘
- 教育委員 安田 豊作
- 委員 鈴木 正
- 事務局長書記長 蜂谷 達二

監査委員 斎藤 一男 監査事務局長 角田 巖  
 農業委員会 秋山 萬次 農業委員長 庄司 徹  
 事務局長 事務局長 事務局長

一、出席事務局職員  
 事務局、長 高尾 豊 事務局長補佐 石井 敏夫  
 書記 兵藤 恭一 書記 鈴木 哲  
 書記 石井 一夫 書記 嶋田 範夫

一、議事日程(第一号)  
 昭和五十六年三月五日午前十時開議  
 日程第一 會議録署名議員の指名  
 日程第二 会期の決定  
 日程第三 會議日程の決定

議案第 四号	昭和五十六年度館山市一般會計予算
議案第 五号	昭和五十六年度館山市国民健康保險特別會計予算
議案第 六号	昭和五十六年度館山市と畜場特別會計予算
議案第 七号	昭和五十六年度館山市ユースホステル特別會計予算
議案第 八号	昭和五十六年度館山市学童災害共済事業特別會計予算
議案第 九号	昭和五十六年度館山市水道事業特別會計予算
議案第 十号	昭和五十六年度館山市国民宿舍事業特別會計予算
議案第 十一号	昭和五十五年度館山市一般會計補正

予算（第六号）の専決処分承認に  
ついて

千葉県市町村公平委員会共同設置規  
約の一部を改正する規約の制定に關  
する協議について

非常勤の特別職の職員に係る報酬及  
び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

館山市長、助役、収入役の給与及び  
旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

館山市教育長の諸給与及び勤務条件  
等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

館山市職員等の旅費に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について  
館山市市税条例の一部を改正する条  
例の制定について

館山市消防団条例の一部を改正する  
条例の制定について

字の区域及び名称の変更について

字の区域及び名称の変更について

館山市立幼稚園保育料徴収条例の一  
部を改正する条例の制定について

損害賠償の額の決定について

館山市青年館の設置及び管理に關す  
る条例の一部を改正する条例の制定  
について

館山市廃棄物の処理及び清掃に關す  
る条例の一部を改正する条例の制定  
について

市道路線の認定について

昭和三十五年度館山市一般会計補正

予算（第七号）

昭和三十五年度館山市と畜場特別会

計補正予算（第一号）

昭和三十五年度館山市水道事業特別

会計補正予算（第二号）

開

会 午前十時五分開会

○議長（五十嵐 昇君） 本日の出席議員数二十五名、これより昭  
和三十六年第一回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開  
きます。

議長の報告

○議長（五十嵐 昇君） 本定例会議案審議のため、地方自治法第  
百二十一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり  
出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より十一月乃至一月実施の監査結果が報告され  
ております。それぞれお手元に配付の印刷書により御了承願いま

す。

## 議案の配付

○議長（五十嵐 昇君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

## 会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐 昇君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

二番議員石井 謙君、二九番議員安西益男君、以上両君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（五十嵐 昇君） 日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本三月五日から三月二十七日までの二十三日間といたすこととあります。

お諮りいたします。会期を二十三日間と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よって会期は三月五日から三月二十七日までの二十三日間と決定いたしました。

## 会議日程の決定

○議長（五十嵐 昇君） 日程第三、会議日程の決定を行います。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました会議日程表は本定例会の大体の日取り予定であります。議会運営協議会の意見により作成いたしました。

本定例会をおおむねこの会議日程表により運びますとともに、その間議案の追加または議事の都合等によりましてその都度これを改めることにして大体このようにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よって会議日程は決定いたしました。

## 議案の上程

○議長（五十嵐 昇君） 日程第四、議案第四号乃至議案第二十八号を一括議題とし、これより昭和五十六年度施政方針並びに議案の提案理由の説明を求めます。

## 施政方針並びに提案理由の説明

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 施政方針を申し述べるに先立ちまして、去る一月二十三日御逝去なさいました市議會議員故綱島憲治氏に対しまして、心から哀悼の意を表する次第でございます。

さて、本日、ここに三月定例会市議会を招集し、昭和五十六年度一般会計及び特別会計の予算案、諸議案につきまして御審議をお願いすることになりましたが、開会にあたり新年度の市政運営に

関する所信を申し述べたいと存じます。

私は、昭和四十九年十二月、市民の信託を受けて市長に就任いたしました以来、「人間尊重」「市民生活優先」を市政の基本理念として「明るく豊かな香り高い文化福祉都市」の実現に向かって努力を重ねてまいりました。

この間、わが国を取り巻く経済、社会情勢はきわめて厳しいものがあり、各地方自治体も大きな影響を受けてまいりましたが、本市におきましては、市議会をはじめ市民各位の御理解と御協力により市政が各般にわたりおおむね順調に進展いたしましたことを深く感謝申し上げます。

しかしながら、現今の高度成長から安定成長への経済転換、資源エネルギーの恒久的な制約、急速に高まる高齢化社会への移行さらに市民の価値観の多様化など、新しい時代の抱える問題への対応は、地方自治体にとりましても大きな課題であります。

一方、来るべき時代は地方の時代ともいわれ、地方自治体はその創意と工夫をこらして個性に富んだ創造性豊かな地域社会づくりを強く求められております。

このような情勢の中で、安房、君津郡市が昨年モデル定住圏に選定されたところであります。これは、国の地域政策である定住構想を進めるため、一県一圏域を選び調和のとれた新しい生活圏を確立しようとするもので、本市におきましてもその特性を生かしつつ、潤いと活力のある定住に値する地域社会を長期的展望に立ってつくり上げることを目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上の観点に立ち、昭和五十六年度の予算編成にあたりまして

は、健全財政を堅持しつつ行財政運営の適正化、効率化を強力に推進する一方、自主財源の確保と国、県の補助金等の導入を積極的に図りながら、「住みよい環境づくり」「福祉社会づくり」「教育、文化の環境づくり」「産業の基盤づくり」の四項目を主要施策として、その実現に向かって最善の努力を重ねてまいる所存であります。

以下、主要施策の概要につきまして順次御説明いたします。

第一は、住みよい環境づくりであります。

市民が快適な生活環境を保つ上で必要要件であります都市基盤整備につきましては、年次計画的に事業執行にあたり逐次成果を上げております。

衛生センターの建設につきましては、三カ年事業の最終年度にあたりますが、工事も順調に進捗いたし、おおむね夏頃には完成の見込みでありますので、完成次第試運転を行い、稼働への準備に入りたいと考えております。

道路整備関係につきましては、生活環境の都市化、近代化等に伴い、ますますその施設整備が重要度を加えておりますので、引き続き地域の実情も勘案しながら改良及び舗装、補修、また下排水路や橋梁の整備等計画的に進めてまいる所存であります。

さらに、都市計画事業につきましても十分調査、検討を重ね、関係者の御理解、御協力を得ながら促進してまいります。

そのほか、市内全域にわたる市道の道路台帳作成を進め、将来における総合的、計画的な道路管理のための基礎資料に資したいと考えております。

次に、公園整備事業について申し上げます。

公園は、人々が憩い、語らい、レクリエーションなど、触れ合いの広場として、また自然の保全や防災対策の上からもその存在は大きな役割を有しております。そのため本市といたしましても計画的に公園整備に努めているところであります。

城山公園につきましては、従来から整備を進め、多くの人々から親しまれておりますが、さらに公園機能の一層の充実を図るため、かねてから関係者等の御意見や御協力を得ながら検討を重ねてきたところであります。新年度事業といたしましては、公園区域を拡張する一方、山頂に天守閣型の博物館分館を建設し、里見氏に関する資料を中心として展示するとともに建造物自体を歴史的な資料として活用し、本市の歴史や文化に触れながら楽しむ公園として整備してまいりたいと考えております。

なお、今後の整備計画につきましては、市民の御意見や専門家の助言等も十分参考にいたし、整備してまいれる所存であります。その他、現有の公園整備につきましても、それぞれ公園の持つ性格や規模等を勘案し、自然環境の保全に配慮しながら計画的に進めてまいります。

防災対策につきましては、本市防災対策推進の基本方針に基づき防災体制の確立を図る所存であります。

新年度事業といたしましては、年次計画に基づき引き続き災害時における飲料水や消火用水を確保するための耐震性井戸貯水装置の設置や災害用浄水機の購入、また情報収集及び伝達に利用するための超短波防災用無線や災害用発電機を購入し、市民の安全の確保に努めてまいります。

また、防災対策の中でも社会問題となっております地震対策に

つきましては、昭和五十四年度、五十五年度の二カ年で実施いたしました地震対策基礎調査の結果報告を待って、広く関係機関や市民に公表し、今後の対策のための基礎資料として活用し、実践に移してまいりたいと考えております。

次に、上水道事業について申し上げます。

上水道の整備は、市民の日常生活や各種の産業活動等都市機能を維持する上からも必要不可欠の施設であります。現在、普及率は三芳水道加入分を含め約八四％で、一部未給水地域を残し平時の給水はほぼ充足されております。しかしながら夏季におきましては、末端地域では断滅水症状を来すこともありますので、新年度事業といたしまして館山及び北条海岸通りへの配水管を布設し、また見物浄水場へ加圧施設を新設し、その解消に努めてまいれる所存であります。

さらに、館野、九重地区の未給水地域につきましては、すでに水源を地下水に求めることはできないとの調査結果が出ておりますので、新たな方向でさらに調査を進め、未給水地域の解消に努めてまいりたいと存じます。

次に、第二に福祉社会づくりであります。

人々が真に生きがいに満ちた生活を送るためには、健康で主体的、創造的な活動をし得る環境が必要であると存じます。そして一人一人の思いやりの心と相互の交流や共感の中からこそ真の福祉社会が生まれ、そこから芽生える連帯感がコミュニティにつながることを考えております。

本市のコミュニティづくりにつきましては、四年を経過いたしました。ソフト面を強調したコミュニティ醸成もようやく軌道

に乗り、各地域におきましてそれぞれ特色のある活動が展開され理想のコミュニティ形成が期待できる段階にあります。新年度におきましてもこの実績を踏まえ、よりよい地域社会を形成するためのコミュニティ醸成施策を引き続き積極的に推進してまいります。

福祉対策につきましては、従来からの諸施策を推進するとともに、特に社会的に弱い立場にある在宅老人や心身障害者に対する施策を重点に進めてまいりたいと考えております。

老人福祉対策といたしましては、前年度から実施いたしました入浴サービス事業が好評で希望者も増加しておりますので、実施回数を増すなど要望にこたえさらに充実させてまいります。

また、寝たきり老人に対する日常生活用具の給付事業につきましても、引き続き実施する一方、生きがいのある生活環境づくりのための各種趣味クラブの育成、強化に努め、老人福祉の増進を図ってまいれる所存であります。

心身障害者対策につきましては、従来から在宅障害者に対する生活指導やその自立助長を図るため、福祉作業所の設置をはじめ精神薄弱者の実態調査を行い援護を図ってまいりましたが、本年の国際障害者年にあたり、これを機に一層の充実を図るため、身体障害者の実態及びニーズ等の調査を実施し、これを基礎資料として心身障害者対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

健康づくり対策につきましては、生活環境の変化や高齢化社会が進む中でそれに比例して成人病等も増加しつつありますが、予防にまさる治療なしといわれるように疾病に対する予防や、また健康を維持するための教育は生涯を通じて重要な意義を持つもの

だと存じます。

このような観点から、引き続き各地区のコミュニティ組織や各種団体を通じ、また広報等を通して健康づくりに対する知識の高揚を図るとともに、各種検診等への参加を呼びかけ、自己健康管理の推進を図る所存であります。

一方、社会体育施策としても従来から進めております各種スポーツ教室や大会をはじめ、新たに本年三月に開催する第一回南房総館山若潮マラソン大会をより充実させるとともに、引き続き実施してまいります。そして、幼児から高齢者まで参加でき、親しめるスポーツの場を広めながら心身の健全な発達と豊かな人間性が養える施策を展開し、市民の体力づくりと相まって健康づくりを推進してまいります。

次に、第三に教育、文化の環境づくりであります。学校教育は、人間形成の基礎的な資質や能力を組織的、総合的に養う重要な役割を果たすものでありますが、そのため適切な教育環境施設も重要であります。

このため、年次整備計画に基づき校舎、体育館、プール等基本的施設の整備を図ってまいりましたが、ようやくその大所の整備を終えることができました。新年度事業は残す船形小学校の改築と第三中学校、神戸小学校を増築いたし、より充実した教育環境づくりを努めてまいれる所存であります。

次に、社会教育施策について申し上げます。

社会教育は、本来市民が主体的に行う自己教育が本質であると考えますが、住民意識の多様化、高度化に伴い、広範にわたる生活課題や、また教育的、文化的な欲求が高まりつつあり、これら

に対する施策の推進が求められております。

このため、本市は長年にわたり社会教育施策の推進に努めてまいりましたが、引き続き各種学級講座の開催をはじめ、社会教育団体等を育成し、一方、コミュニティ醸成と相まって社会教育施設である公民館、図書館等の機能を十分活用し、社会教育活動の高揚を図ってまいります。

また、芸術、文化の振興を図るため音楽鑑賞、文化庁移動芸術祭の誘致や彫刻のまちづくりなど、優れた芸術、文化を提供し、文化的水準を高めながら人間性豊かな親しみのある市民文化の高揚を図ってまいります。

次に、第四に産業の基盤づくりであります。

農業につきましては、農業経営の根幹となります基盤整備を促進し、生産性の高い農地づくりに努めるとともに、公共性の高い農免道路やほ場整備区域内の幹線農道のほか、かんがい用排水路等の整備を引き続き図ってまいります。

また、水田利用再編対策として転換水田整備事業等を推進する中で、基幹農家の育成を図るための各種助成や地域の特性を生かした果樹、園芸等の商品生産農業を育成し、農業の振興を図るための施策を推進してまいり所存であります。

水産業につきましては、漁業生産活動の基盤である各種漁港の整備を計画的に進めるとともに、人工魚礁群の設置や魚介類の種苗放流による水産資源の増殖事業を推進し、漁場環境の改善に努めてまいります。

また、昭和五十四年度から実施しております館山海湾漁場開発調査研究が新年度に完了する予定であります。この調査は、水産物

の培養環境を明らかにするもので、今後本市の栽培漁業をより効果的、安定的に推進するための研究資料として大きな効果が得られるものと期待しております。

商業につきましては、社会情勢の変化等に伴い本市を取り巻く環境も厳しさを加えております。このような状況下において企業経営の安定的発展を図るため、商工会議所等関係団体と密接な連携を保ち、経営の合理化、近代化等についてあらゆる機会を通じてできる限りの協力をしてまいり所存であります。

また、中小企業に対する事業資金の融資をはじめ、勤労者に対する住宅資金等の融資を引き続き行い、商業の振興を図るとともに勤労者の厚生に努めてまいります。

観光につきましては、本市の産業振興の上からも重要であります。このため温暖な気候、首都圏からの至近性等恵まれた条件を生かしながら受け入れ体制の整備を図る一方、観光客誘致のための各種事業を推進しておりますが、今後も基本的課題である道路交通網の整備の促進と合わせ、引き続き花つみ園やイチゴ園の開設、またフラワールイン沿道の花弁植栽事業や若瀬マラソン大会の開催、さらには郷土の歴史や文化への理解を深めることを意図して博物館の建設や各公園施設の整備等それぞれの持つ機能と目的を生かしながら観光と有機的に結び、観光資源の培養を図りつつ、通年型観光地づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上の施策を中心とした結果、歳入歳出予算の総額は九十一億七千六百七十余円で、前年度当初予算に対し七億百十余円の増額となり、八・三％の伸び率となっております。

次に、歳入予算の内容について申し上げます。

まず、歳入の柱であります市税につきましては、経済情勢と税制度を勘案いたしまして三十二億六千四百二十万余円を計上、前年度対比三億七千二百四十万余円の増、構成比は三五・六％であります。このほか地方譲与税一億八百三十万円、娯楽施設利用税交付金三千九百八十万円、自動車取得税交付金八千九十万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金六千四百八十万円、地方公付税十四億三千二百二十万円、構成比一五・六％、交通安全対策特別交付金六百万円、分担金及び負担金一億二百六十万円、使用料及び手数料につきましては、幼稚園使用料のうち、新たに入园料を国の基準に基づいて徴収するものを含み一億九千五百七十七万余円、国庫支出金十三億七千六百四十万余円、構成比一五・〇％、県支出金五億九千九十万円、財産収入七千六百四十万余円、寄附金一千四十万余円、繰入金一億四千万円、諸収入二億一千七百万円、市債十五億五千九百六十万円、構成比一七・〇％をそれぞれ計上いたしました。

これら歳入のうち、特に地方交付税と市債につきましては、引き続き国が地方財政対策として、昭和五十六年度の地方財源不足見込額一兆三百億円について、地方交付税を三千四百億円増額し残り六千九百億円は建設地方債の増発により補てんすることからこれらを勘案して計上いたしました。

そのほかにつきましては、前年度の実績、地方財政計画等を参考として積算計上いたしましたものであります。

次に、歳出予算の内容について申し上げます。

まず、歳出予算の性質別の内容についてありますが、人件費

二十三億七千六十万円、構成比二五・八％、物件費八億一千五百六十万円、構成比八・九％、扶助費十二億四千四百八十万円、構成比一三・六％、補助費等六億五千八百九十万円、構成比七・二％、普通建設事業費三十億九千七百四十万余円、構成比三三・八％、公債費六億八千万円、構成比七・四％、その他三億八百万円となっております。

以下、各款別による概要を申し上げます。

第一款議会費は、議会運営に要する経費として一億五千七百七十七万余円、前年度対比二百二十万余円の増となっております。

第二款総務費は、農業委員会委員選挙費のほか、一般管理費、文書広報費、企画費、防災、交通、防犯関係費、コミュニティ費、徴税費等の経費として十九億一千九十万円、前年度対比九億五千百万円の増となっております。この増額の理由につきましては、コミュニティ施設用地購入費の増によるものであります。

第三款民生費は、地域ぐるみ福祉活動費並びに福祉作業所運営費等社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費で十六億五千二百三十万余円、前年度対比四千四百七十七万余円の増となっております。

第四款衛生費では、継続事業である衛生センター建設費の最終年度分として四億三千三百八十万円と同センターの完成に伴う維持管理費を計上いたしましたほか、国の繰り出し基準等に基づく水道事業特別会計への繰入金として一億一千六百万円を計上し、さらに新ごみ処理施設建設のための調査経費と乳幼児医療給付費、各種予防接種、結核、がん等の検診事業費、正木及び藤原処理場の維持管理費、排水路清掃費等で十一億八千三百四十万

余円、前年度対比二億五百八十余円の減となっております。この減額の理由につきましては、衛生センター建設費の減によるものであります。

第五款労働費は、勤労者厚生預託金、勤労者団体補助金等、勤労者の福祉、厚生を増進を図るための経費として七百二十万余円を計上いたしました。

第六款農林水産業費は、農業費として山間地域果樹生産省力化推進事業、水田利用再編対策転換水田整備事業、小規模土地改良事業等の投資的経費に対して、補助金を計上するとともに、農免道路整備事業、農業用施設等補修用材料費等を計上いたしました。水産業費の主なもの、流通等改善施設整備事業、漁船用燃油補給施設設置事業、増養殖造成改良事業等に對する補助金を計上、さらに市管理漁港整備費並びに県営漁港整備事業負担金等、漁業施設の近代化と育てる漁業を推進するための経費を計上し、農林水産業費総額で四億一千六百余円、前年度対比三千九百余円の減となっております。

この減額の理由につきましては、農業費で畜産複合地域環境対策事業、イチゴ生産振興対策事業等の減によるものであります。

第七款商工費は、引き続き商工会議所建設費補助金、中小企業融資預託金を計上いたしました。また、観光費については、平砂浦自然環境保全用地購入費のほか、海水浴シーズンにおける監視体制の強化等の経費を計上いたしました。総額一億七千四百七十余円、前年度対比一千四百五十万余円の減となっております。

この減額の理由は、巴川橋梁新設工事、ビーチクリナー購入費等の減によるものであります。

第八款土木費は、昨年度に引き続き館山運動公園整備事業負担金のほか、城山公園用地購入費、道路新設改良費、河川排水路整備費、港湾整備費、都市計画事業費等で総額九億一千七十余円、前年度対比一億三千九百余円の増となっております。

第九款消防費は、防火水槽五基、詰所二カ所等、消防団関係経費並びに常備消防関係の負担金等で総額三億一千三十万余円、前年度対比一千四百九十余円の増となっております。

第一〇款教育費は、義務教育施設の整備として、第二期船形小学校校舎防音改築、神戸小学校校舎増築、第三中学校校舎増築、また幼稚園関係ではピアノ、遊具等の備品整備のための経費を、また教育関係では市民文化の向上と都市美化の推進を図るため造形作品購入費と、図書館の図書充実、博物館分館建設等経費、本館設計委託料、市民センター管理運営業務委託の経費を、保健体育関係ではマラソン大会経費、社会体育施設の整備充実に必要な経費等を計上し、総額十六億三千十余円、前年度対比四億九百七十余円の減となっております。この減額の理由といたしましては、小、中学校の校舎、屋内運動場等の整備が五十五年度をピークに減少したことによるものであります。

第一一款災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費等で五千六百余円を計上いたしました。

第二二款公債費で六億八千二十万余円、前年度対比一億六千四百四十万余円の増、第一三款諸支出金で七千三十万余円、第一四款予備費で二千万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で一般会計当初予算に計上いたしました内容の概要について申し上げますが、今後の補正財源の見込みといたしましては、

特別交付税、前年度繰越金等があります。これらは補助事業等の追加財源に、また職員の給与改定率の見込みといたしまして、当初予算計上額が二割でありますので、人事院勧告がこれを上回った場合、また当初予測できなかった事務事業等の財源に充てたいと考えております。

次に、継続費として衛生センター建設費、地方債としては、防災施設整備事業外十七件、また歳計現金の一次的不足に備えて一時借入金 の最高限度額を十億円と定めることといたしました。

以上が議案第四号の概要でございますが、次に議案第五号から順次その概要を申し上げます。

まず、議案第五号昭和五十六年度館山市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国保事業につきましては、予想される医療費の改定による増と受診割合等を考慮いたしましたして、医療給付費が増加するとの判断により積算いたしました。国民健康保険税については、特定財源の把握を極力細部にわたって行った上で積算しておりますが、本算定までは流動的な要素もありませんので、今後十分な検討を加え住民の負担軽減を図る考えであります。この結果、歳入歳出それぞれ二十一億三千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、議案第六号昭和五十六年度館山市と畜場特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ一千八十八万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、議案第七号昭和五十六年度館山市ユースホテル特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ一千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、議案第八号昭和五十六年度館山市学童災害共済事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ二百三十万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、議案第九号昭和五十六年度館山市水道事業特別会計予算であります。収益的収入につきましては水道料金、その他一般会計からの補助金等で五億五千九百三十万九千九百九十九円、資本的収入として企業債のほか、一般会計からの出資金等で一億五千七百六十六万九千九百九十九円、これに対し収益的支出として営業費用、企業債利息等で五億七千万九千九百九十九円、資本的支出として水道施設等工事費、企業債償還金等で二億八千四百四十万九千九百九十九円、支出合計七億八千六百六十六万九千九百九十九円を計上いたしました。本年度事業の主なもの、第二次拡張工事として、配水管布設等工事と作名浄水場ほか五カ所の改良工事があります。

次に、議案第十号昭和五十六年度館山市国民宿舎事業特別会計予算であります。収益的収入につきましては、宿泊料金等で一億八千五百五十万九千九百九十九円、収益的支出で営業費用、企業債利息等で一億八千五百五十万九千九百九十九円、資本的支出で六百八十八万九千九百九十九円、支出合計一億九千二百三十万九千九百九十九円を計上いたしました。

以上、各会計の昭和五十六年度予算の概要を御説明いたしました。一般会計、特別会計の合計は百二十三億二千八百四十六万九千九百九十九円となります。

次に、一般議案についてその提案理由を申し上げます。

まず、議案第十一号昭和五十五年館山市一般会計補正予算第六号の専決処分承認についてであります。去る二月十六日に県知事より県議会議長に退職の申し立てがあったため、公職選挙

法第百十四条の規定により県知事選挙が執行されることになり、二月二十三日県選挙管理委員会において、来る四月五日に行うことが決定されました。この執行経費のうち、本年度分として全額県支出金を財源として見込み、三百十五万三千円を追加する補正予算を昭和五十六年二月二十三日地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたので、議事に報告し、この承認を求めようとするものであります。

次に、議案第十二号千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。これは浦安町及び四街道町が来る四月一日から市制施行となること、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合の名称が昭和五十五年四月一日付をもって変更されていること並びに浦安町市川市病院組合の名称が変更になること等により、千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正しようとするため、地方自治法第二百五十二条の七第二項の規定により、千葉県市町村総合事務組合長から協議があったものであります。

次に、議案第十三号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員に関する報酬額の改定につきましては、現行の報酬額は昨年四月に改定したもので、その後の県下各市並びに近隣町村との均衡、諸物価の上昇、さらには過去における報酬額改定の経緯等を考慮いたしまして、去る一月十四日に館山市特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、同審議会会長より一月二十一日付をもって改定の額及び改定の時期につきまして、いずれも適当と思われる旨の答申を得ましたので、この答申を尊重い

たしまして、昭和五十六年四月一日から報酬額の改定をしようとするものであります。

なお、各種委員会の委員及びその他の特別職の報酬につきましても見直し、県下の人口十万人以下の市の平均水準に改定し、合わせて年額報酬制でありました公民館運営審議会の委員、公民館分館運営審議会の委員及び図書館協議会の委員につきましても、他の審議会等の委員と同様に日額報酬制にしようとするものであります。

次に、議案第十四号館山市長、助役、収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現行の給料は、昨年四月に改定されたもので、その後、一般職につきましては昨年十二月市議会定例会におきまして給与の改定が議決され、四月にさかのぼり実施されており、また、諸物価の上昇等もありますので、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、適当である旨の答申が得られましたので、この給料改定を昭和五十六年四月から実施しようとするものであります。

なお、旅費については、議案第十六号により御審議をお願いいたします館山市職員等の旅費の改定に準じて改定をしようとするものであります。

次に、議案第十五号館山市教育長の諸給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長の給料につきましても、今回収入役と同額に改定をしようとするものであります。

次に、議案第十六号館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本市の旅費支給の基

準は、県下各市の低位でありましたのを逐次改善いたしました。なお職員を出張させた場合、それに要する経費等を考慮しますと、国、県の基準程度にすることが最も妥当性があると考えられますので、国、県の基準に準じた改正をしようとするものであります。なお、非常勤特別職及び教育長については、それぞれ常勤特別職及び一般職の規定が適用されることになっておりますので、自動的に改正規定が適用されることとなります。

次に、議案第十七号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、個人の市民税及び固定資産税等の納期前納付に対する報償金を、前納一月当たり百分の〇・八から百分の〇・五に引き下げようとするものであります。

また、報償金の総額が百円未満の場合は、事務の簡素化を図るため、その金額を交付しないこととしようとするものであります。

次に、議案第十八号館山市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防団員の士気の高揚と体制の充実を期待するため、消防団員の報酬年額を改定しようとするものであります。

次に、議案第十九号字の区域及び名称の変更についてであります。これは安房中央土地改良区の受益区域の一部を安房中央東部地区と定め、昭和四十七年度より県営ほ場整備事業として実施してまいりましたが、館山市大字江田、広瀬、竹原及び中の各一部を江田工区として昭和四十八、四十九年度の二年度で事業を施行し、完了したので、地方自治法第二百六十条第一項の規定により字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議案第二十号字の区域及び名称の変更についてであります。

すが、これも安房中央土地改良区の受益区域の一部を安房中央東部地区と定め、昭和四十七年度より県営ほ場整備事業として実施してまいりましたが、館山市大字安東、二子、水岡及び稲の各一部を安東二子工区として昭和四十九、五十年の二年度で事業を施行し、完了したので、地方自治法第二百六十条第一項の規定により字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議案第二十一号館山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国が示しております公立幼稚園運営のための基準に合わせまして、従来の保育料のほかに新入園児より入園料を徴収し、設備内容の整備、改善を図ろうとするものであります。

次に、議案第二十二号損害賠償の額の決定についてであります。去る一月二十四日市民課内におきまして、市職員が市民から申請のありました印鑑登録並びに印鑑証明書交付の事務処理中、誤まってその印鑑を床に落とし、損害を与えた事故に係る損害賠償について、協議が整いましたので、額の決定につきまして議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第二十三号館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年度完成した南町青年館につきまして、その名称及び位置を条例別表中に新たに加えて、適正な管理、運営を図ろうとするものであります。

次に、議案第二十四号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。同条例別表第一中に規定してありますし尿収集手数料のうち、一般家庭の

人頭割を従量制に改め、それに係る単位及び金額を一リットル当たり六円四十銭から十リットル当たり六十四円に改めようとするものであります。

次に、議案第二十五号市道路線の認定についてであります。道路法第八条第二項の規定に基づき、金堀一号線、金堀二号線、蘭南線、安布里沢ノ町線及び竹原山王線を市道として認定をいたしたいというものであります。

次に、議案第二十六号昭和五十五年度館山市一般会計補正予算第七号であります。歳入歳出それぞれ五千九百七千円を減額し、総額八十八億九千三十三万三千円とするものであります。

歳出予算の追加の主なもの、赤字地方バス路線を維持するため補助金として五百二十八万円、衛生センター建設に関連して西長田、出野尾地域への水道布設工事に伴う水道事業特別会計への繰入金四百五十万四千円、北条小学校北側道路用地購入費として二千五百四十四万円、事業計画の変更による県道改良工事負担金六百八万五千円、放送センター用地購入費として七百九十万三千円、公債費の地方債利子として二千六百五十九万三千円、これは昭和五十四年度地方債の借入れにあたり年度後半から金利の上昇が避けられない状況にありましたので、借入時期を平年度より繰り上げたこと等によるものであります。

このほか、普通財産購入費として旧国鉄バス館山営業所跡地分として三千九百九十八万六千円等であります。

また、歳出予算の減額補正といたしまして、老人医療受給者の平均医療給付費の減少と医療費の改定が行われなかったことにより、老人医療扶助費で八百四十七万九千円、私立保育園の措置児

童数の減少により、児童措置委託費で四百七十万円、給付対象児童数の減少により、児童手当で三百二十三万六千円、生活保護費におきまして扶助人員の減少と医療費の改定が行われなかったことにより五千四百二十一万二千元、国庫補助金の変更決定に伴う事業計画の変更により、農免道路整備事業で一千九百二十万三千円、事業計画の変更による船形、富崎、両漁港の県単独工事負担金で七百九万円、城山公園用地購入費で五百七十六万八千円、防火水槽設置等工事請負費で四百四十一万二千元、船形小学校用地造成工事請負費等で四千二百七十六万一千円、これは主に用地の造成にあたり衛生センターの搬入道路工事に伴う残土を使用したことによるもので、これらが減額の主なものであります。

この補正財源につきましては、地方交付税、市債等で九千三百六十六万七千円の追加、国、県支出金、繰入金等で一億四千三百八十六万四千円の減額であります。

なお、このほかに継続費の補正、地方債の補正及び繰越明許費の追加があります。

次に、議案第二十七号昭和五十五年度館山市と畜場特別会計補正予算第一号であります。歳入歳出それぞれ百二十一万一千円を減額し、総額一千六百七十七万七千円とするもので、主なものとして前年度繰越金の増等により、一般会計からの繰入金二百四十万円を減額しようとするものであります。

次に、議案第二十八号昭和五十五年度館山市水道事業特別会計補正予算第二号であります。資本的支出の予定額を四千四百四十三万九千円減額し、総額三億五千三百九十四万四千円にしようとするものであります。この内容といたしましては、当初山本浄水場

用地を買収する計画でありましたが、地主側の都合で買収できなくなりまして、今回減額をお願いするものであります。

以上が今回提案いたしました議案の概要であります。この際当面する諸問題につきまして報告申し上げます。

住みよい生活環境を確保するために欠かせないし尿処理場と同様のごみ処理場の建設につきましては、関係地区住民と折衝を重ねており、その早期建設を目指して努力してまいりたいと考えております。

次に、道路交通網の整備であります。国道一二七号館山バイパスにつきましては、那古地区のほ場整備区域内道路用地の買収に引き続き、新年度は川名岡地区のほ場整備区域内約五百六十メートルの道路用地買収が予定されております。

本バイパスは、市勢伸展の基盤ともなる緊要課題と考えますので、その促進に対応する組織を検討し、積極的に努力してまいりたいと考えております。

また、内房線複線化、房総縦貫道路計画等につきましても、関係市町村と緊密な話し合いのもとに、その実現に努力してまいりたいと存じます。

次に、館山駅周辺の市街地整備につきましては、前年度に実施いたしました館山駅周辺整備調査に基づきまして整備手法や事業区域等の検討を行い、基本的な構想をまどめるとともに、地元に研究会等の結成を働きかけ、地区住民と一体となって整備計画策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、中学校の統合問題についてであります。第三中学校開校による中学校学区の変更は、PTA及び関係地区住民の御理解

御協力により達成され、適正規模化が図られました。これにより中学校教育のより効果的な成果が期待できるものと確信しております。

しかしながら、西岬地区の学校統合につきましては、PTA、地区住民の合意が得られませんでしたので、引き続き話し合いを進めてまいりたいと存じます。

最後に、コミュニティ施設の建設であります。用地につきましては地権者の御理解、御協力によりほぼ当初の予定どおり確保できる見通しがつきましたので、引き続き施設面での調査、検討を重ね、昭和五十八年度を中途に中央公民館、北条地区公民館、勤労青少年ホーム、保健センターを建設、昭和六十年年度を中途に文化会館を建設したいと考えております。

以上、私の所信とこのたび提案いたしました案件の概要を説明いたしますとともに、当面の諸問題について報告いたしました。詳細につきましては御質問に応じ、私、または事務担当者からお答えいたします。

なお、この会期中に人権擁護委員候補者の推薦と、予定される千葉県知事選挙に係る四月一日以降必要な執行経費についての五十六年度一般会計補正予算を追加議案として上程をお願いする予定であります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。  
○議長（五十嵐 昇君） 以上で施政方針並びに提案理由の説明を終ります。

## 日程の追加

○議長（五十嵐 昇君） この際お諮りいたします。

文教民生委員会において継続審査中の請願第四号館山幼稚園園舎早期建設実現に関する請願書について、請願人代表者から撤回したい旨の申し出がありました。

この際、請願第四号撤回の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よってこの際請願第四号撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### 請願書の撤回

○議長（五十嵐 昇君） 請願第四号館山幼稚園園舎早期建設実現に関する請願書撤回の件を議題といたします。

まず、請願書取り下げ願いを朗読いたさせます。

（書記朗読）

○議長（五十嵐 昇君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました請願第四号撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よって請願第四号撤回の件については、これを承認することに決しました。

延 会 午前十一時五分延会

○議長（五十嵐 昇君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明三月六日から十日まで議案調査のため休会、次会は三月十一日午前十時開会とし、その議事は通告による行政一般質問を行います。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 二、会期の決定
- 三、会議日程の決定
- 一、議案第四号乃至議案第二十八号
- 二、日程追加・請願第四号撤回について

